

- 拠点地区において、災害時にエネルギーを継続供給するための施設の整備にあたっては、地区内関係者が連携するとともに、整備後のネットワークが一定期間維持されることが必要。
- 協定を締結することにより、大規模地震発生時に帰宅困難者が滞在する退避施設等にエネルギーが供給されることを担保することが可能となる。

エネルギー供給施設協定制度の創設

協定の内容(イメージ)

■ 協定締結者

- ・土地所有者
- ・当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者

(例:土地所有者、ビル所有者、エネルギー事業者等)

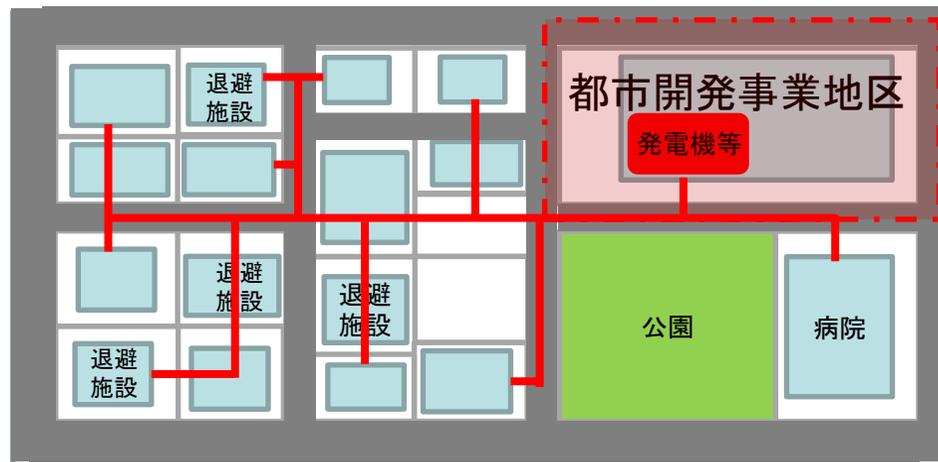
■ 協定の内容

- ・エネルギーを供給する区域、施設の位置
- ・施設及びその属する施設の構造に関する基準
- ・施設の規模、整備又は管理に関する事項
(施設の原則撤去禁止、災害時の優先供給等)
- ・協定の有効期間、協定に違反した場合の措置

協定の効果

土地所有者等が代わっても、後の土地所有者等に協定の効力が及ぶ(承継効)

適用検討地区(イメージ)



<エネルギーの面的ネットワークの整備>

■ 事業概要

都市開発事業区域内にエネルギー供給施設(コージェネレーションシステム(CGS))を整備し、地区内に電気、熱を供給するネットワークを整備